

議案第 38 号

上越市企業振興条例の一部改正について

上越市企業振興条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市企業振興条例の一部を改正する条例

上越市企業振興条例（昭和 60 年上越市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号サを次のように改める。

サ アからコまでに掲げる事業のほか、地域経済の発展に寄与する事業として市長が特に認めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。